**福巣会会員の同窓会開催に関わる費用に対する助成要綱**

（趣旨）

山口大学国際総合科学部の卒業生の同窓会組織である「福巣会」の会員同士の交流を活発にする目的で、会員が行う各種同窓会開催を奨励します。

下記条件を満たす同窓会開催のための費用の一部を助成いたします。

（助成の対象）

第１　正会員・特別会員・準会員合わせて５名以上（ただし、その内、半数以上が正会員であること）が参加し、福巣会会員が主に参加する同窓会

（助成の内容）

第２　同窓会開催における通信費、交通費、開催費の補助

　○正会員、特別会員および準会員合わせて5名以上10名以下の同窓会開催：10,000円

　○正会員、特別会員および準会員合わせて11名以上20名以下の同窓会開催：20,000円

　○正会員、特別会員および準会員合わせて21名以上の同窓会開催：30,000円

（助成の申請）

第３　助成を受けようとする会員は、原則行事等の開催日の1か月前までに助成申請書（別紙様式１）を提出するものとする。（やむを得ず期日を過ぎる場合は、福巣会会長（以下「会長」という。）、会計担当へ連絡すること。）

（助成の内定）

第４　同窓会等から助成申請書の提出があった場合、会長はその内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、助成を内定し、その旨を会員に通知するものとする。

（報告書の提出）

第５　開催日以後１週間以内に同窓会開催報告書（別紙様式２）を提出するものとする。

（助成の決定等）

第６　会員から報告書の提出があった場合、会長はその内容を審査し、助成が適当であると認めたときは、助成を決定し、会員の指定した口座に助成金を振り込むものとする。

　　　　附　則

　この要綱は、２０２２年１０月２２日から施行し、同日以降に開催される同窓会に対する助成から適用する。